

小海町観光交流拠点センター

指定管理者募集要項

令和4年11月

小海町

小海町観光交流拠点センター指定管理者募集要項

小海町観光交流拠点センターの管理運営について、民間の能力を活用し利用者に対するサービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項及び小海町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成 18 年条例第 3 号)の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的等を踏まえ、本募集要項(仕様書等含む)を十分ご確認のうえ、応募いただきますようお願いいたします。

1 募集の概要

(1) 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 施設の概要

- ・ 名称 小海町観光交流拠点センター
- ・ 所在地 小海町大字千代里 2088 番地
- ・ 開設年月 平成 30 年 4 月
- ・ 敷地面積 4,974.8 m²
- ・ 建物の構造 木造平屋
床面積 199.4 m²

(3) 施設の内容

室 名	面積(m ²)	備 考
事務室	9.9	
厨房	29.8	別紙厨房器具配置図・厨房器具表参照
レストラン	83.3	46 席
産直・観光コーナー	16.6	
食品庫・倉庫	17.3	
観光案内・ソフトクリーム販売コーナー	8.2	
男子トイレ	2.5	1
女子トイレ	2.5	1
その他	29.3	計 199.4 m ²
屋外男子トイレ	既存	大 2 小 3
屋外女子トイレ	既存	3
屋外福祉トイレ	既存	1

※器具表にない什器、備品等は指定管理者の費用で設置及び撤去すること。

(4) 利用者の範囲

不特定多数の者

(5) 施設の運営状況

ア 開館期間 4月～11月

イ 開館時間 午前9時～午後5時

ウ 休館日 定めなし

エ 収入支出の状況

(令和3年度) 来場者数 19,540人

収入

科目	金額(円)	備考
食堂・売店等	22,085,197	
計	22,085,197	

支出

科目	金額(円)	備考
町納付金	500,000	
人件費	7,969,006	
原材料費・仕入れ	10,391,707	
法定点検費	242,645	
維持管理費	2,927,477	
その他	106,036	
計	22,136,871	

差引 $\Delta 51,674$

(令和2年度) 来場者数 14,114人

収入

科目	金額(円)	備考
食堂・売店等	20,452,162	
計	20,452,162	

支出

科目	金額(円)	備考
町納付金	250,000	
人件費	6,546,478	
原材料費・仕入れ	11,163,858	
法定点検費	235,550	

維持管理費	2,375,736	
その他	197,283	
計	20,768,905	
差引	△316,743	

2 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的

観光交流拠点センターは、観光振興による交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るための拠点施設として建設。

(2) 基本方針

ア 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行なうこと。

イ 利用者の平等な利用を確保し、差別的扱いをしないこと。

ウ 利用者や地域住民の意見、要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上及び利用促進に努めること。

エ 効率的で効果的な管理運営を行い、地産地消、観光宣伝、情報発信に努めること。

(3) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で施設を清潔に保ち、かつその機能を正常に保持し、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行なうこと。

3 指定管理者が行う業務の範囲

小海町観光交流拠点センターの設置及び管理に関する条例(平成29年条例第15号)第5条に規定する事業に関すること。

(1) 観光振興による交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ること

- ① 施設の利用の許可とサービスの提供に関する業務
- ② レストラン、土産品売上料金の徴収
- ③ その他利用に必要な業務

(2) 維持管理に関する業務

- ① 施設の保守管理業務
- ② 設備、機械、備品等の管理、点検、立会い等の業務
- ③ 清掃業務(ごみ処理含む)
- ④ 警備業務
- ⑤ その他施設等の良好な維持管理に必要な業務

(3) 運営に関する業務

- ① 営業活動等、施設の利用促進

- ② 広報業務
- ③ その他円滑な運営に必要な業務

(4) 自主事業に関すること

- ① 指定管理者は、公の施設の管理業務の遂行を妨げない範囲において、事前に小海町と協議の上、自己の責任と費用負担により施設を活用してイベント等の自主事業を行うことができる。

4 町納付金

町納付金は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、両者協議の上で決定した額を毎年度末に支払うこと。

5 申請の手続

(1) 申請書の提出先及び提出期限

提出先 小海町役場 産業建設課 商工観光係
〒384-1103 南佐久郡小海町大字豊里 57 番地 1
電話 0267-92-2525

提出期限 令和 5 年 1 月 13 日(金) 午後 5 時必着

提出方法 持参または郵送

提出部数 12 部(正本 1 部 写し 11 部)

(2) 申請者の資格

- ア 町内に事務所または事業所を有する法人その他の団体(団体の場合は必ずしも法人格を必要としないが個人では申請することができない)
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること
- ウ 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申立がなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること
- エ 小海町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 12 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員が属していないこと
- オ 町徴収金に滞納がないこと
- カ 施設の運営が安全円滑に行うことができ、物的能力及び人的能力を有する者であること

(3) 提出書類等

- ア 指定申請書(様式第 1 号)
- イ 指定予定期間に属する各年度の当該公の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ウ 法人にあっては、登記事項証明書、法人以外の団体にあっては、これに相当す

る書類

- エ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録
- オ 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- カ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- キ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ク 町長が必要と認める書類

(4) 応募者説明会及び現地案内会

申請方法、申請書類、指定管理業務、現地の状況等について説明会を次のとおり開催する。

- (1) 日時 令和4年12月16日(金) 午前10時
- (2) 場所 小海町役場
- (3) 参加人数 1団体2名以内
- (4) その他 説明会の後、施設の見学会を行う

(5) 質問事項の受付

令和4年11月28日(月)～12月21日(水)の期間

質問は、指定の様式(様式第2号)に記入し、持参、ファックス及び電子メールのいずれかにより送付すること。なお、ファックス又は電子メールにより質問する場合は、電話にて受信確認を行うこと。電話、口頭による質問は受け付けない。

(6) 質問に対する回答

回答は、電子メールにより行う。なお、回答内容は、募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

6 選定

プロポーザル方式で行い、小海町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する規則第5条に規定する小海町公の施設指定管理者選定審査会により選定する。プロポーザルの日時は後日通知する。

7 協定の締結

小海町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する規則第7条による。

- (1) 事業計画に関する書類
- (2) 町納付金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他町長が必要と認める事項

8 議会の議決

小海町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例第4条により、議会の議決を経る。

様式第1号（第3条関係）

小海町公の施設指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

小海町長 様

申請者
所在地
名称
代表者氏名
連絡先
担当者名
電話
FAX
E-mail

小海町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例第3条の規定により「小海町観光交流拠点センター」の指定管理者の指定を受けたいので申請します。